

（仮称）地域まちづくりセンターの 指定管理について

とき：平成27年11月27日（金）

ところ：渋川市民センター（公民館）

まちづくり協働課

本日の話の流れ

②草津市が目指す協働のまちづくり

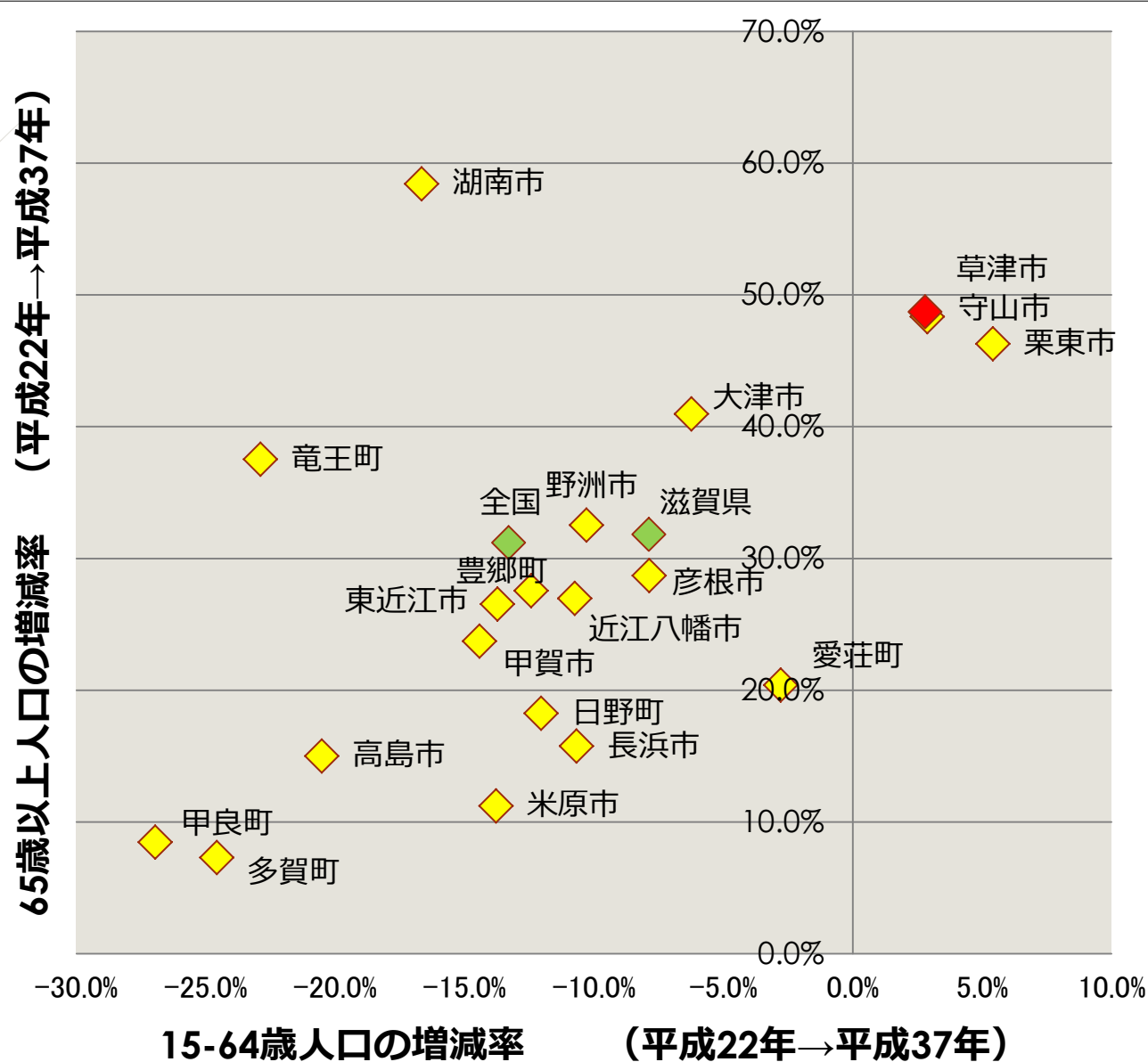


- ③（仮称）地域まちづくりセンター
 - （ア）センターの設置目的
 - （イ）センターの管理運営方法
 - （ウ）今後のスケジュール（案）
 - （エ）その他

①社会的背景

①社会的背景 2 (急速な支え手の不足)

3

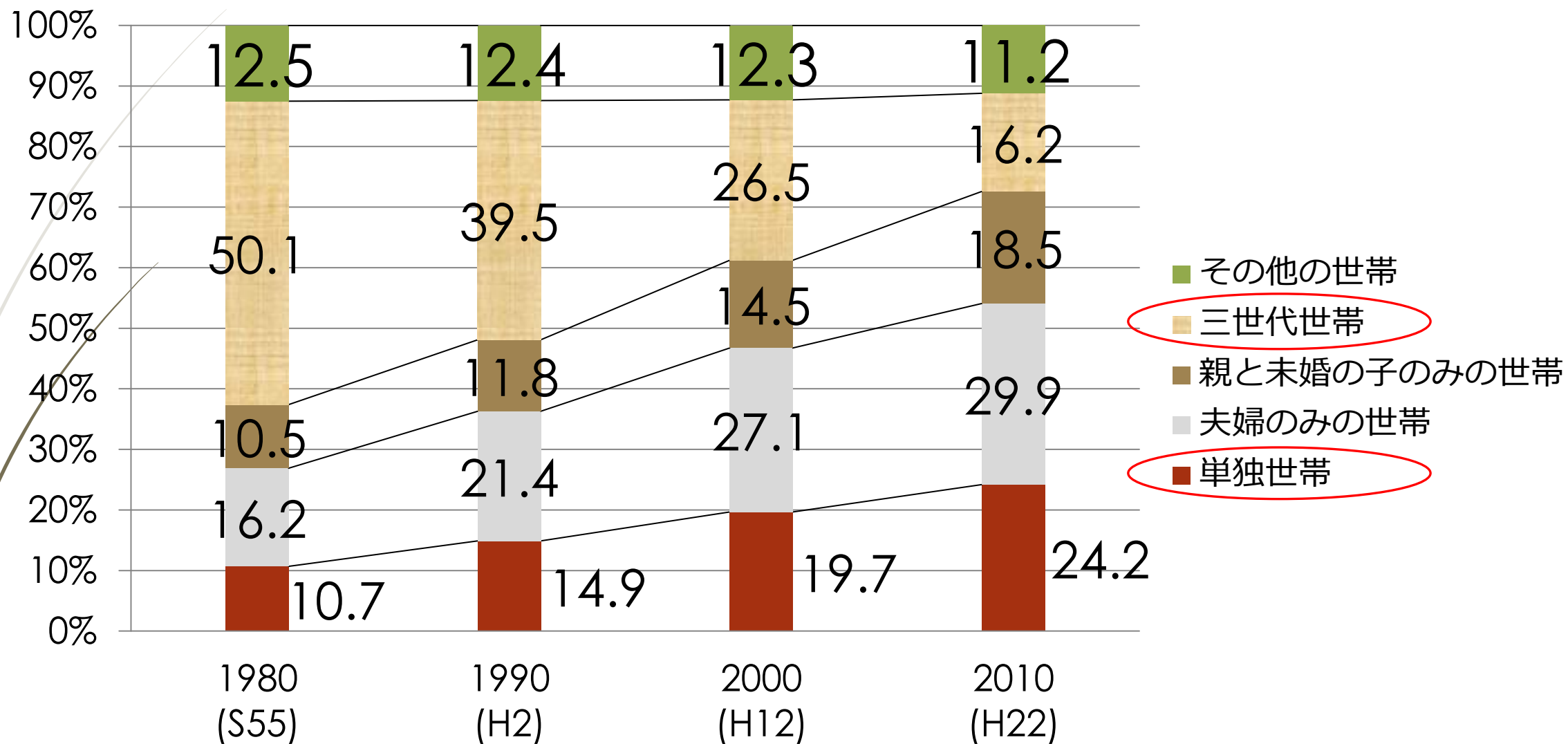


【草津市】

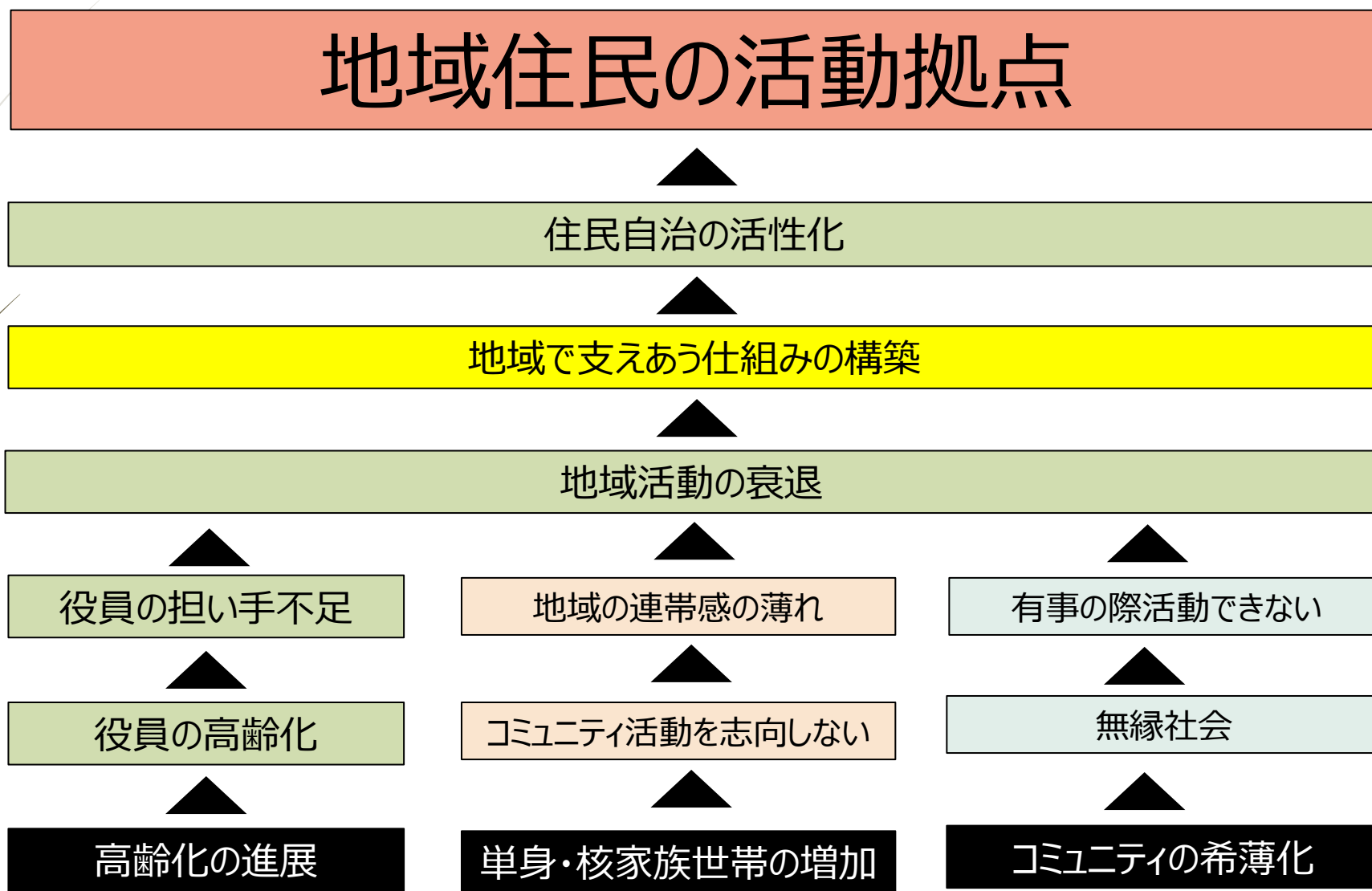
- ・高齢者約1.5倍増
- ・生産年齢人口微増

↓
全国トップクラス
の高齢者増加率

①社会的背景 3（世帯構成の変化（草津市））



①社会的背景 4 (具体的な地域の課題)



②草津市が目指す協働のまちづくり 1

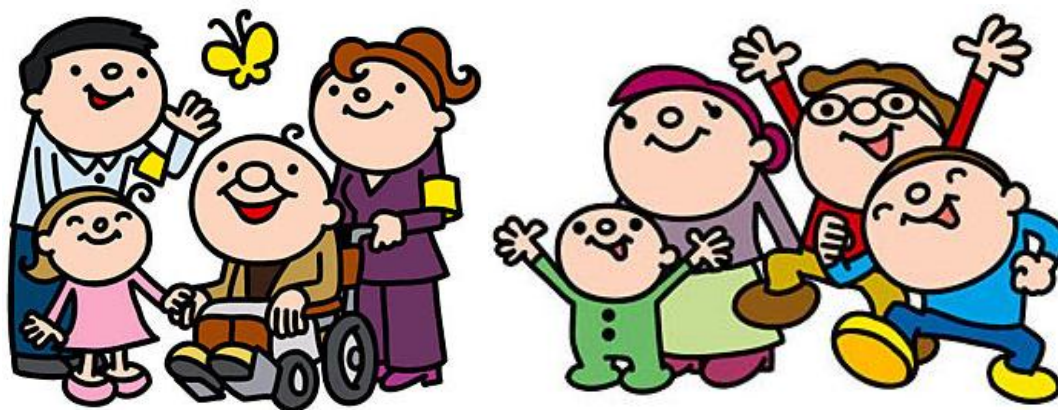
住みよい地域を築く

地域で助け合える社会に

防犯・防災

環境美化

高齢者支援



子育て支援

障害者支援

空家対策

など

まちづくり協議会

②草津市が目指す協働のまちづくり 2

行政システム改革のあゆみ

S 6 0 ~ H 1 5

行政改革

「削減型」中心の
市役所内部の改革

H 1 6 ~ H 1 9

第1次行政 システム改革

- ①地域経営のための
市役所づくり
- ②協働システム構
築のための地域
づくり

H 2 5 ~ H 2 8

第2次行政 システム改革

- ①市民自治の
活性化
- ②地方政府への
転換

「削減型」の
行革の限界

全国的な人口減少・
少子高齢化

③ (仮称) 地域まちづくりセンター

市民センター
(公民館)

市役所出張所
公民館

平成29年3月まで

(仮称) 地域まちづくりセンター

学区のコミュニティ施設

平成29年4月～

③ (仮称) 地域まちづくりセンター

市民センター
(公民館)

管理方法：市直営

平成29年3月まで

(仮称) 地域まちづくりセンター

管理方法：指定管理
(指定管理者については、
各まちづくり協議会)

平成29年4月～

(ア) センターの設置目的 1
指定管理者制度導入のねらい

活動拠点の確保

融通性に富む拠点利用

住民の連帯意識の醸成

将来を見越した
早めの対応

(ア) センターの設置目的 2

指定管理のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
市直営方式	・ 長期にわたって一貫性をもった管理運営ができる。 ・ 市の政策意図を的確に遂行できる。	・ 地域住民の連帯感を醸成するのに役割を発揮しにくい。
指定管理者方式	・ 地域と行政との適切な役割分担を行うことで、今後迎える厳しい社会情勢に今から対応することができる。 ・ 地域のまちづくり協議会が、地域のまちづくりの拠点として施設を活用することができる。 ・ 住民の自治意識の醸成につながる。 ・ 地域の拠点としてより住民ニーズに応じた利用ができる。 ・ 運営努力により指定管理料を地域活性化のために活用できる。	・ 施設の管理が地域の負担になる。 ・ 管理責任が生じる。

(ア) センターの設置目的 3 機能転換の内容



地域のまちづくりの拠点

住民の豊かな学びの場

地域（文化、芸術等）の情報発信

行政の広報広聴活動

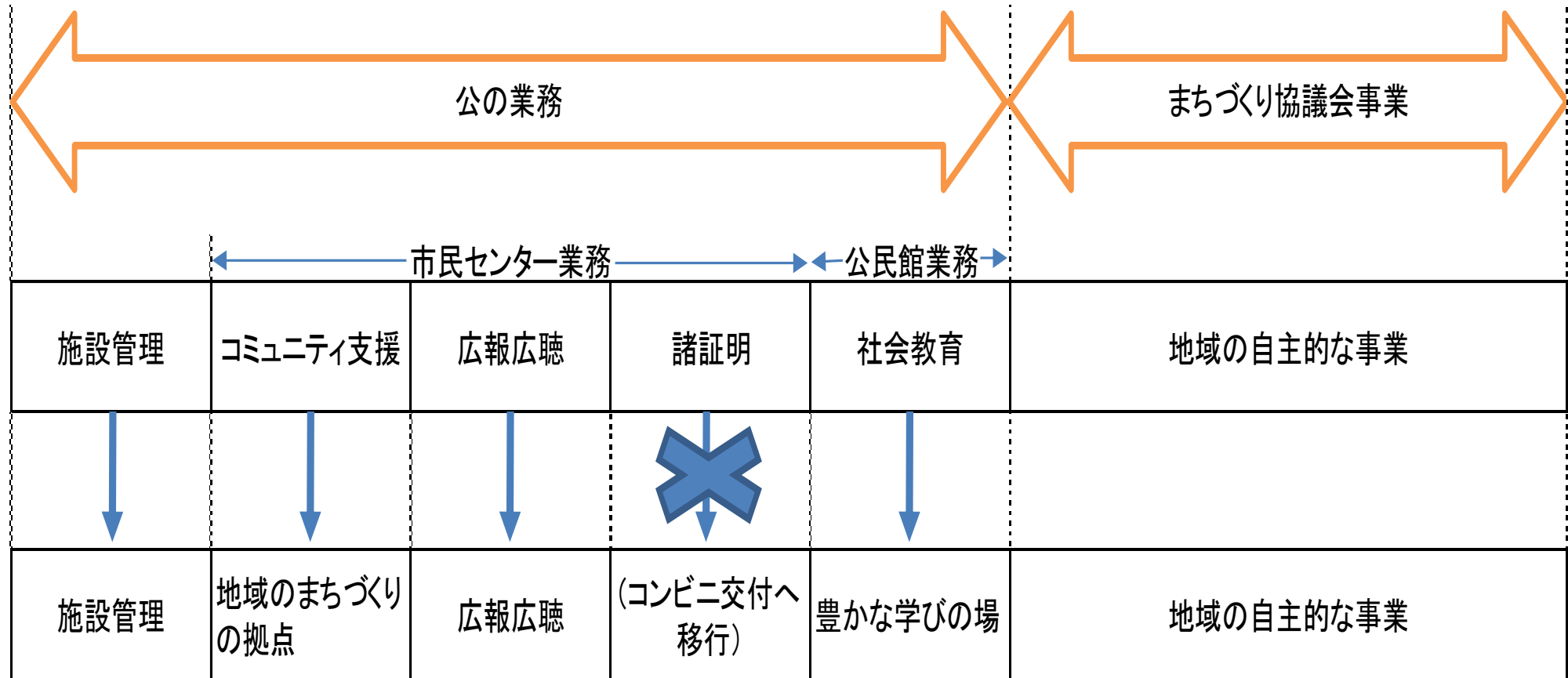


(ア) センターの設置目的 4 機能転換のイメージ

現在
(市民センター・公民館)



指定管理導入後
(仮称)地域まちセン)



(イ) センターの管理運営方法 1

業務内容

1 コミュニティ活動の促進

▼まちづくり協議会の活動支援、地域のコミュニティ活動の支援

2 地域の豊かな学びの場の創出

▼地域の住民が学習できる環境の創出

3 貸館事業

▼センターの貸館対応、サークル育成

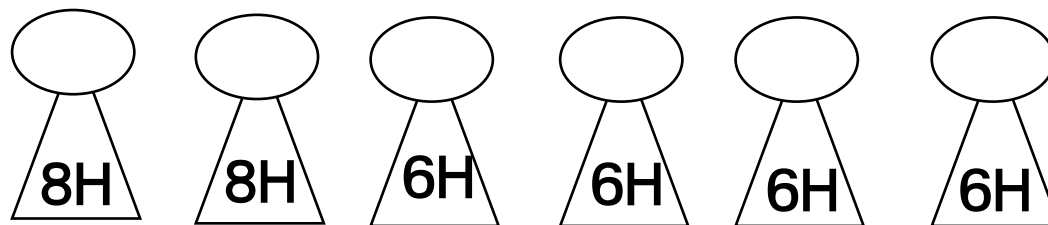
4 施設・備品の維持管理

▼施設の運営・管理点検

など

(イ) センターの管理運営方法 2 人員体制（例）

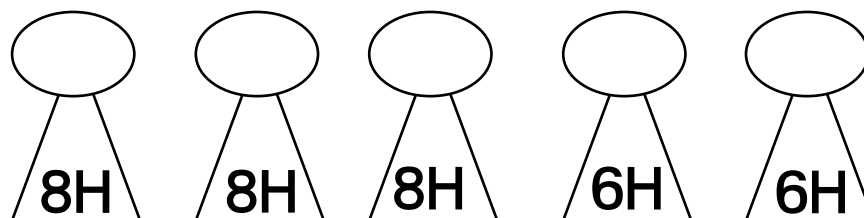
現行（基本形）



計40H
6人



指定管理者
制度導入後
(基本パターン)



計36H
5人

人件費総額の中で、地域の実情に応じた雇用パターンを選択することも可能。

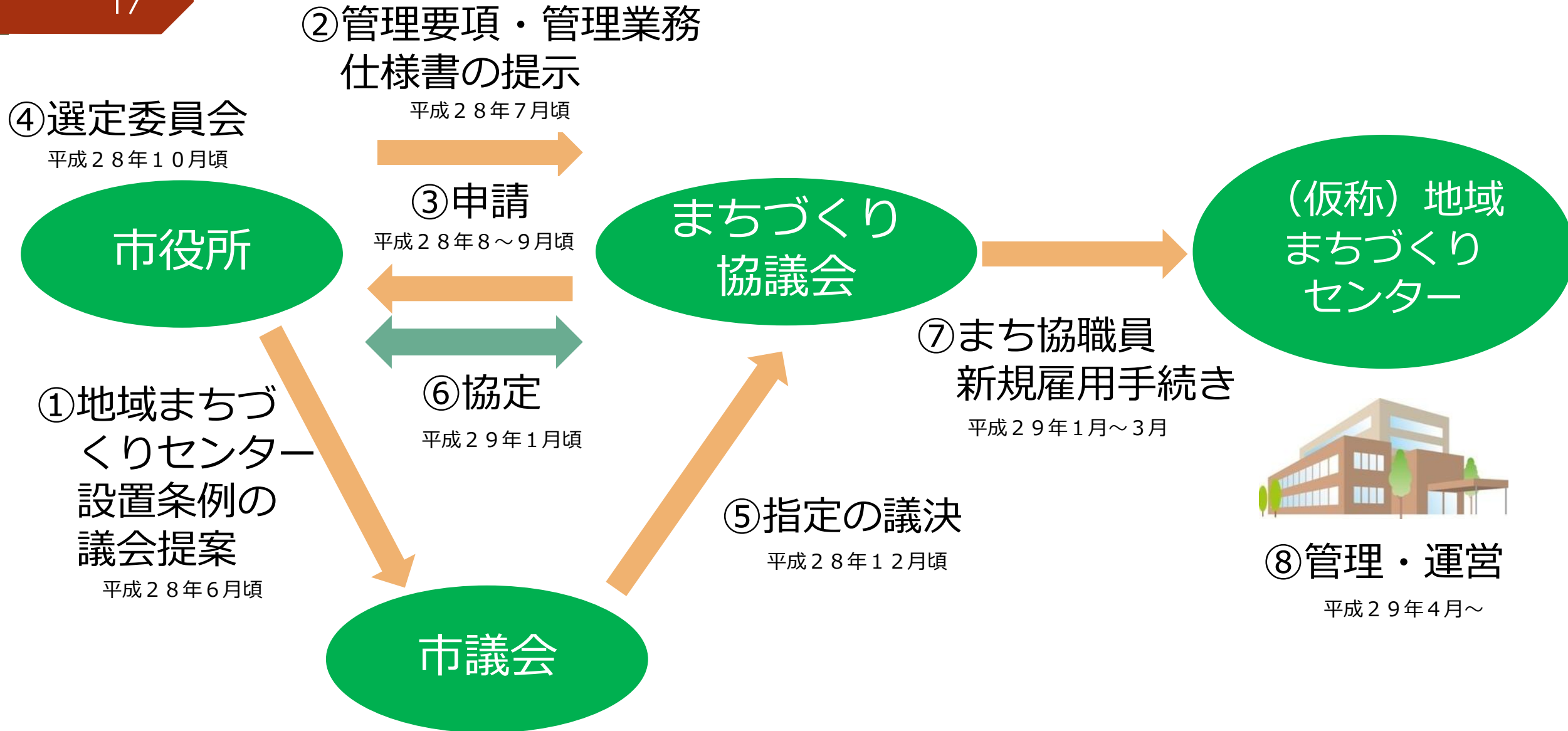
(イ) センターの管理運営方法 3

サポート体制 (案)



(ウ) 今後のスケジュール（案） 1

17



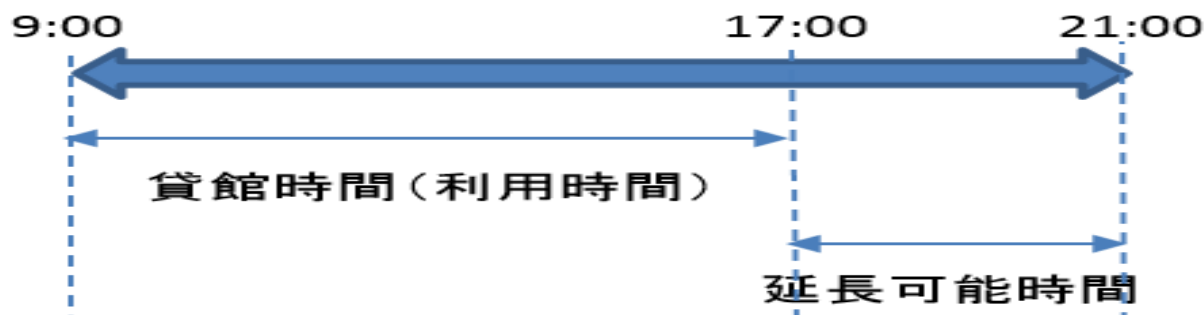
(ウ) 今後のスケジュール (案) 2

平成27年	平成28年	平成29年
<8月> 指定管理業務概要決定 <9月> 指定管理者管理要項(案) (仕様書概要版)の提示 <9月> 各地域での内容説明 <1月> 指定管理業務仕様書 (仕様書詳細版)の確定	<6月頃> 条例等の制定・改廃 <7月頃> 管理要項・管理業務仕様書の提示 <8月～9月> 各まちづくり協議会からの申請 <10月頃> 指定管理者選定委員会 <12月頃> 指定管理者の指定 (市議会提案予定) <1月頃> 協定の締結	<4月～> 指定管理の開始

(工) その他 1 貸館時間・休館日について



貸館時間 (利用時間)



※ 原則として、指定管理者制度導入後も現行の利用可能時間を引き継ぎます。

休館日

日 曜

祝 日

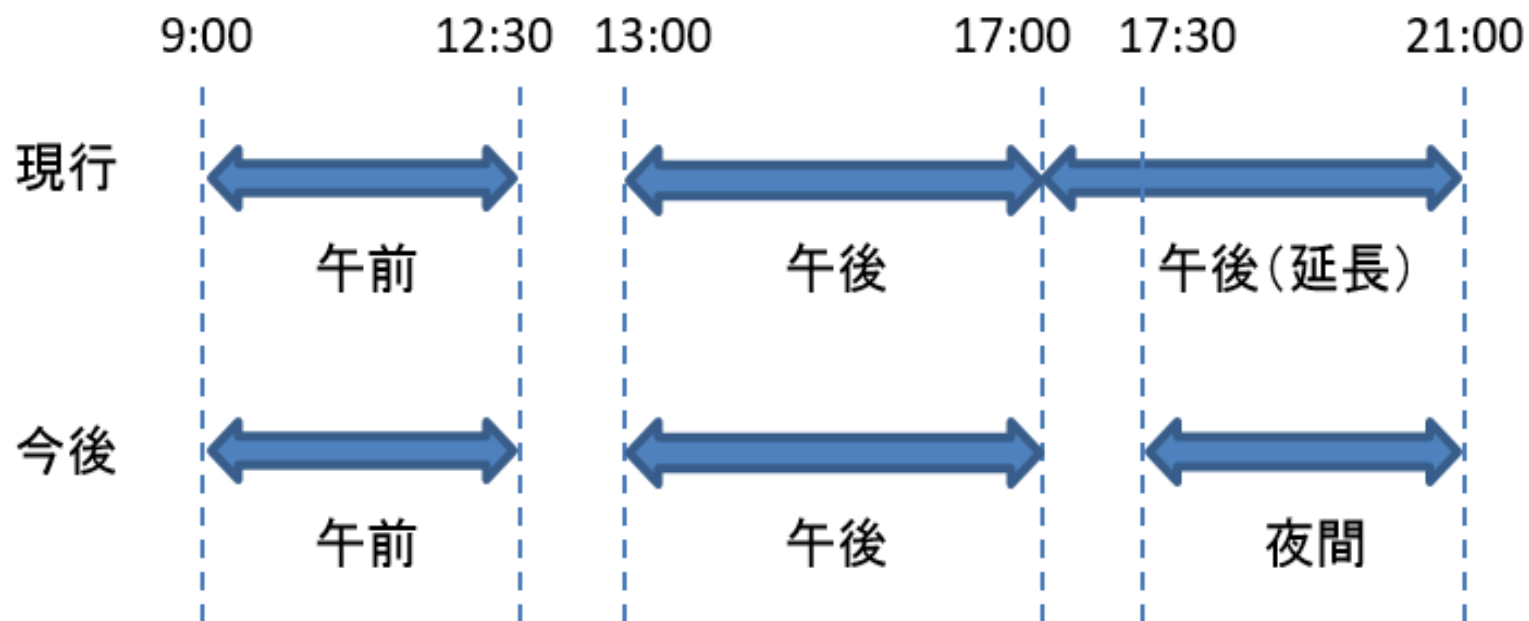
年末年始
(12月29日から翌年1月3日まで)

※ 原則として、指定管理者制度導入後も現行の休館日を引き継ぎます。
ただし、地域の実情に応じて開館日を増やすことは可能です。

(工) その他 2 利用時間区分について



利用時間区分



※ 午前と午後については現状を引き継ぎますが、夜間については利用開始時間を30分間遅らせます。

(工) その他 3 登録団体について



自主教室

運用強化

各センターでの登録団体として、現行と同様に貸館使用料を免除し、「地域のまちづくりへの参加に努めること」、「広く市民に紹介し、開放すること」の運用を引き続き求めます。

社会教育関係団体

継続

市教育委員会における登録団体として貸館使用料の免除を行います。

社会福祉関係団体

継続

市社会福祉課で定める登録団体として貸館使用料の免除を行います。

(工) その他 4

リスク管理の分担（一例）

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
周辺地域・住民および施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民および施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	一般的な税制の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加および事業履行不能	○	

御清聴ありがとうございました。

